

ニットけんぽ

令和7年
春号

東京都ニット健康保険組合

東京都墨田区亀沢1-7-3 TEL 03(3626)1400 FAX 03(3626)8230



<https://www.knitkenpo.jp>

ニットけんぽ

検索

令和7年度 事業計画と予算

令和7年度収入支出予算概要表（一般勘定）

▼収入

科 目	予算額(千円)
保 険 料	2,847,260
国庫負担金収入・他	1,584
調 整 保 険 料	37,219
繰 入 金	71,001
財政調整事業交付金	20,000
雑 収 入 ・ 他	1,036,535
合 計	4,013,599
経常収入合計	2,859,793

▼支出

科 目	予算額(千円)
事 務 費	133,586
保 険 給 付 費	1,743,540
納 付 金	1,217,163
保 健 事 業 費	102,759
財政調整事業拠出金	37,219
雑 支 出 ・ 他	76,132
予 備 費	703,200
合 計	4,013,599
経常支出合計	3,202,178

▼予算基礎数値（一般勘定）

被保険者数	男 3,971人 女 3,815人 計 7,786人
平均標準報酬月額	男 336,892円 女 215,757円 計 277,531円
保険料率(調整保険料含む)	100/1000
事業主	50.00/1000
被保険者	50.00/1000

一般勘定

健保組合の主な収入源である保険料は、被保険者数・標準報酬月額ともに増加していることなどから前年度比で5504万円増となる28億4726万円を計上しています。

一方支出は、皆様の医療費を負担する保険給付費が高齢化および医療の高度化などから前年度比で2093万円の増となる17億4354万円、納付金が8844万円の増となる12億1716万円を計上しています。皆様の健康づくり事業にかかる保健事業費は、前年度比2454万円の減となる1億276万円を計上しています。

この結果、令和7年度の予算は経常収支で3億4239万円の赤字となりましたが、健康保険料率は10%のまま据え置く

こととしました。

厳しい財政状況ではございますが、当組合では、被保険者とそのご家族の一人一人が「すこやかな毎を送り、企業活動に従事できる」ことを使命として、保険給付や疾病予防、健康の保持増進を図ることに務めてまいります。

本年度も引き続き「第三期データヘルス計画」を策定し、企業と一体となって健康管理を進める「コラボヘルス」や業務における適正な届け出事務の実施を行ってまいります。

みなさまにおかれましても、特定健診・保健指導をはじめ当組合が実施する健診事業を活用され健康にご留意いただきますようお願い申し上げます。

介護勘定

令和7年度の介護納付金は前年度予算比249万円減となる3億1534万円を計上しており、準備金保有率は446.67%となっています。こうした状況から、保険料収入を超えた分は積立金から41万円を繰り入れ、令和7年度も保険料率は1.7%に据え置くこととしました。

令和7年度収入支出予算概要表（介護勘定）

▼収入

科 目	予算額(千円)
介 護 保 険 収 入	315,316
繰 入 金	412
雑 収 入	2
合 計	315,730

▼支出

科 目	予算額(千円)
介 護 納 付 金	315,335
介護保険料還付金	1
予 備 費	394
合 計	315,730

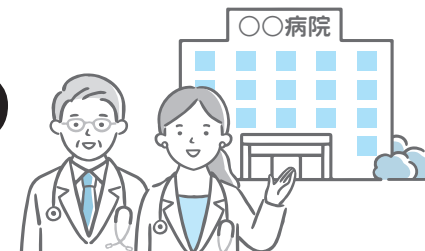
▼予算基礎数値（介護勘定）

介護保険第2号被保険者数	5,046人
平均標準報酬月額	304,934円
総標準賞与	2,048,671千円
保険料率	17.0/1000
事業主	8.5/1000
被保険者	8.5/1000



再チェック!

医療機関等のかかり方



令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が行われなくなりました。

そこで、どのように医療機関等にかかればよいのか、あらためて確認してみましょう。

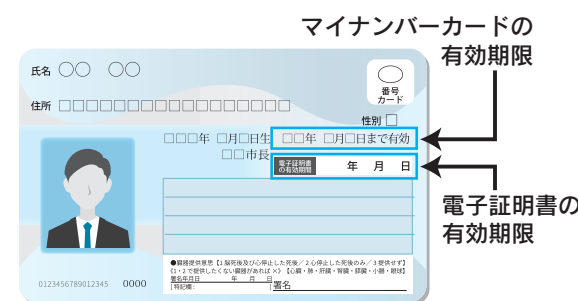
かかり方 その①

マイナ保険証

マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードのことです。マイナ保険証を医療機関等の顔認証付きカードリーダーで読み取り、本人確認を行うことで受診等ができます。カードリーダーに不具合が生じた場合でも、マイナンバーカードと、マイナポータルの画面や資格情報のお知らせを提示することで資格確認を行い、受診等ができます。

☆有効期限にご注意ください

マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目（未成年者は5回目）の誕生日まで、電子証明書（健康保険証の利用登録など）の有効期限は発行日から5回目の誕生日までです。
マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカードの券面に記載されています。
電子証明書の有効期限は、マイナポータルにアクセスしてご確認ください。また、発行時に自治体の担当者が券面に記入している場合もあります。



☆有効期限切れ前にお知らせがあります

電子証明書の有効期限の約3カ月前に有効期限通知書（封書）が届きます。また、有効期限の3カ月前から3カ月後の間は、医療機関等で利用の際にカードリーダーで更新アラートが表示されます。
万が一、有効期限までに更新できなかった場合でも、有効期限切れから3カ月の間はマイナ保険証としてのみ利用できますが、お住まいの自治体で速やかに更新してください。

かかり方 その②

従来の健康保険証

令和6年12月1日までに発行された健康保険証は、令和7年12月1日までは、これまでと同じように利用できます。ただし、転職などで保険者が変わる場合や、有効期限が令和7年12月1日までの健康保険証は、その時点で利用終了となります。

かかり方 その③

資格確認書

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などには、資格確認書が保険者から発行されます。有効期限が設けられていますが、医療機関等で提示することで、これまでと同じように受診等ができます。

マイナンバーに関するお問い合わせはこちらまで

マイナンバー
総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付
時間 平日 9:30～20:00
土日祝 9:30～17:30
（年末年始を除く）

— 12月1日までにマイナ保険証を準備しておいてください —

※裏面も大切なお知らせがありますのでご覧ください。

带状疱疹ワクチンが 令和7年4月から定期接種に

80歳までに3人に1人が発症する「带状疱疹」を予防するために、令和7年4月から带状疱疹ワクチンの定期接種が実施されることになりました。



65歳の方が対象、今後5年間は70歳・75歳など5歳刻み年齢も

带状疱疹は、体内に潜伏している水ぼうそうのウイルスが加齢や免疫低下で活性化し、痛みを伴う帯状の発疹が現れる病気です。従来は原則50歳以上の方を対象に任意接種が行われていましたが（自治体によって補助あり）、令和7年4月から65歳の方を対象に定期接種となり、一部公費で助成されます。

定期接種の対象者

●2025～2029年度

65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳

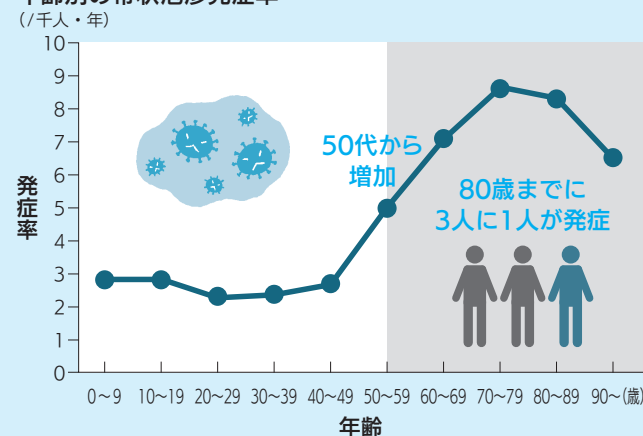
※101歳以上の方は令和7年度に限り対象

※HIVによる免疫不全のある60～64歳の方も接種対象

●2030年度～

65歳

年齢別の带状疱疹発症率



2種類の

带状疱疹ワクチンが対象

定期接種では、任意接種と同じく2種類のワクチンが対象です。带状疱疹ワクチンは、発症リスクを抑えるだけでなく、重症化や「带状疱疹後神経痛（PHN）」の発症を抑える効果も期待できます。

	生ワクチン 「ビケン」	組換えワクチン 「シングリックス」
接種	1回	2回
持続効果	約5年	約10年

高血圧・糖尿病・リウマチ・腎不全の方は 発症リスクが高い

高血圧・糖尿病・リウマチ・腎不全といった疾患がある方は、带状疱疹の発症リスクが高くなるという報告があります。こうした持病のある方はとくに、ワクチン接種をご検討ください。



带状疱疹 Q&A

Q 带状疱疹は重い病気ですか？

A 皮膚症状は3週間前後で治りますが、頭部や顔に現れると失明や難聴、顔面麻痺など重い症状につながる場合があります。また、皮膚症状がおさまった後も傷みが残る「带状疱疹後神経痛（PHN）」になると、睡眠や日常生活に支障をきたすため、甘く見てはいけない病気です。

Q 带状疱疹は再発しますか？

A 带状疱疹は、一度発症したら二度とならないわけではなく、加齢やストレスなどにより免疫機能が低下すると再発することがあります。過去にかかったことがある人も、医師に相談のうえワクチン接種をご検討ください。

Q 带状疱疹は人にうつりますか？

A 带状疱疹は、周りの人に带状疱疹という病気ですうつることはありませんが、水ぼうそうになったことがない人に水ぼうそうとしてうつる可能性はあります。带状疱疹になったら、水ぼうそうの予防接種をしていない乳幼児や、水ぼうそうになったことがない子どもに接触するのは避けたほうがよいでしょう。



ご家族が被扶養者資格を失ったら、 5日以内に異動届の提出を



保険料の負担なく健保組合に加入できるのが被扶養者のメリットですが、被保険者の収入によって生計を維持されていることが前提です。このため、被扶養者が就職した場合や、収入が増加した場合はその資格を失うことになります。被保険者は、**5日以内に「被扶養者（異動）届」*1を提出**してください。

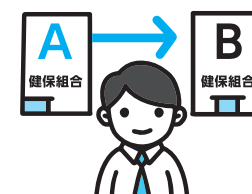
*1 健康保険証等が交付されている場合はあわせて返納してください。

・・・こんなとき、ご家族は被扶養者資格を失います・・・

～異動届の提出を忘れずに～

・・・他の健康保険に加入したとき・・・

加入できる健康保険は1つです。就職して他の健康保険の被保険者になると、被扶養者ではられません。パート・アルバイト先*2の健康保険の被保険者になった場合も同様です。



*2 週の所定労働時間が20時間以上で所定内賃金が月額88,000円以上、2カ月を超える雇用期間の見込みがあり、従業員数51人以上の勤め先の場合は、勤め先が加入する健康保険の被保険者になります（学生を除く）。

・・・収入が増加したとき・・・

被扶養者でいられる収入基準は年間130万円未満（60歳以上または障害がある場合は180万円未満）かつ、被保険者の収入の1/2未満です。今後1年間の見込みで判断されるため、月額10万8,334円以上（同15万円以上）になると、被扶養者ではられません。



130万円の壁 ▶ 超えても被扶養者のままだいられる場合があります

令和5年10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」が導入されました。これにより、被扶養者の年間収入が130万円を超えても、勤め先の事業主の証明により一時的な収入の変動と認められる場合は、引き続き被扶養者として認定されます。

・・・失業給付金の受給を開始したとき・・・

失業して被扶養者となったご家族が雇用保険の待期間後、失業給付金の受給を開始したとき、基本手当日額が3,612円以上（60歳以上または障害がある場合は5,000円以上）になると収入基準を超えるため、被扶養者ではられません。



・・・75歳になったとき・・・

75歳*3になると、後期高齢者医療制度の被保険者になります。加入できる健康保険は1つのため、被扶養者ではられません。

*3 一定の障害があると認定された場合は65～74歳。



〈異動届を提出しないと…どうなる？〉

異動届を提出せず、後日、被扶養者資格を失っていることが判明した場合、資格喪失した日にさかのぼって健保組合が負担した医療費を返還していただくことになります。また、被扶養者資格は定期的に調査をしており、この調査にご協力いただけない場合や、虚偽の申告をされた場合は資格を削除することがあります。

ご家族の被扶養者資格は正確に把握いただき、資格を失った場合は**5日以内に異動届の提出**をお願いします。